

居宅介護支援サービス重要事項説明書

社会福祉法人心の会

さくらの里 (R0704版)

[1] 居宅介護支援サービスの内容に関する説明

1 サービスの種別

- (1) 「居宅介護支援サービス」は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、使用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を事業者が作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行うものです。

2 定員・営業日・サービス提供時間

- (1) 居宅サービス計画の作成においては、常勤勤務の介護支援専門員 1 人当たり 4 4 件の作成を基準として担当いたします。
- (2) 営業日は月曜日から金曜日までの週 5 日とします。
- (3) 事務窓口の受付時間は、8 時 3 0 分より 1 7 時 3 0 分までとします。
- (4) 土曜日、日曜日、祝日、及び 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日は休業日とします。

3 事業所の概要

所在地	横須賀市小矢部四丁目 1 9 番 4 号		
名 称	さくらの里	電話	0 4 6 - 8 5 2 - 0 5 0 0
介護保険指定事業所番号	1 4 7 1 9 0 0 6 8 6		
管理責任者	神田 恵美子		
提供可能サービス	① 通所介護・第 1 号通所事業（デイサービス） ② 居宅介護支援（ケアプラン作成）		
サービス提供地域	横須賀市、三浦市、葉山町		

4 居宅介護支援サービス提供の基本方針

- (1) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的に提供されるよう努力いたします。
- (2) 利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。公正中立の観点から、当事業所の居宅サービス計画書の訪問介護、通所介護、地域密着型 通所介護、福祉用具貸与の利用状況は（各サービスの利用割合）のとおりです。

- (3) 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者の居宅又は事業所の相談室において、利用者又はその家族に対し理解しやすいように説明を行うと共に、相談に応じます。
- (4) 利用者に意思に基づき、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業者について、複数の事業者の紹介を求めることができること及び位置付けた理由を求めることができます。
- (5) 利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるようお願い申し上げます。
- (6) 要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう努力するとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- (7) 事業所は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (8) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等の分析方法については、当事業所独自の方法を用いると共に、適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

5 担当の介護支援専門員等

- (1) 担当する介護支援専門員は、次のとおりです。また、担当する介護支援専門員を事業者側の事情により変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。

介護支援専門員 氏名： _____ 電話： 046-852-0500

6 市町村への届出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続は上記の居宅介護支援専門員にご相談ください。

7 サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた居宅サービス計画書、サービス利用票等の書面に必要事項を記入し、必要により利用者の確認を受けた上で、利用者にご提出いたします。
- (2) 事業所は、居宅サービス計画書その他の記録を整備し、サービス完結後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は自費負担によりその写しを交付します。

8 利用者負担金

- (1) 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。ただし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常の事業の実施地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費の支払いが必要になります。公共交通機関の場合は通常の事業の実施地域を超える地点から実費、車両使用の場合も通常の事業の実施地域を超える地点から1km15円にて計算、駐車場代は通常の事業の実施地域外の場合実費とします。高速道路代については通常の事業の実施地域をこえる地点から実費とします。

9 介護報酬

介護報酬を別紙のとおり定めます。

10 キャンセル等

- (1) 利用者がこの居宅介護支援に係る訪問調査、居宅サービス契約の作成等のサービス提供をキャンセル、又は中断する場合は、事前に介護支援専門員までご連絡ください。
- (2) 居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに介護支援専門員までご連絡ください。
- (3) サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にもキャンセル料等は必要ありません。

11 24時間連絡体制

24時間連絡が可能な体制をとるために、介護支援専門員は、交替で緊急連絡用の携帯電話（080-5020-2995）を所持します。

12 事故発生時の対応方法

- (1) 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に関してとった処置については、記録いたします。
- (3) 利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

13 緊急時の対応

居宅介護支援の提供にあたり、利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、直ちに医療機関及び家族に連絡して必要な措置を講じます。

1 4 秘密保持

- (1) 事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。尚、法人として職員との取り決めをしており、退職後も厳守します。
- (2) あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

1 5 身体拘束等の廃止について

- (1) 利用者の生命、安全の確保の為やむを得ない場合を除き、利用者の身体、及び拘束等に類する行為は一切行わないものとします。
- (2) 利用者の生命、安全確保の為やむを得ず拘束等を行う場合は、拘束等の理由、方法、場所、時間、利用者の様子、対応等を記録するものとします。
- (3) 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じます。
- (4) 事業所は、従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施します。

1 6 虐待防止

- (1) 理由の如何によらず、利用者に対する虐待及び虐待に類する行為は一切禁止し、職員が利用者に対する虐待を行った場合は、当該職員を厳しく処罰します。
- (2) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための必要な措置を講じます。
- (3) 事業所は職員に虐待禁止の研修を徹底すると共に、虐待行為が行われないよう適切に職員を監督するものとします。

1 7 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、職員に周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するものとします。
- (2) 定期的 to 計画を見直し、必要に応じて変更を行うものとします。

1 8 その他

- (1) 保険処理の関係上、契約の実行及び解約は翌月からとさせて頂く場合もあります。
- (2) 月末、月初めには、保険処理の関係上、ご利用されたサービス内容について確認するためのお問い合わせをさせて頂くことがあります。あらかじめご了承ください。
- (3) 本事業所の職員が訪問する場合は、法人の発行する身分証明証を携帯しておりますので、ご確認ください。

- (4) 本事業所の職員は、介護支援専門員の資質向上を図るための研修の機会を設けております。
- (5) 本事業所は、現在第三者評価を実施しておりません。

[2] 事業所に関する説明

1 事業所の職員体制等（令和7年4月1日現在）

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	全体の業務、職員の管理	兼務・常勤 1名
介護支援専門員	サービスの提供	兼務・常勤 1名（歯科衛生士所有者） 専従・常勤 2名 うち介護福祉士所有者 2名 専従・非常勤 1名（介護福祉士所有者）

2 本法人のサービスの方針等

- (1) 本法人は在宅福祉、地域福祉の充実を目指して設立されたものです。積極的に在宅の高齢者の介護支援を行うことを基本理念としております。
- (2) 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) サービスの提供に当っては、何よりも利用者と介護者（家族）の気持ちに沿った、あたたかい家庭的なサービスの提供を心がけます。
- (4) 居宅介護支援サービスの提供に当っては、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者のアセスメント、居宅サービス計画策定、サービスのモニタリングと評価等の介護支援を行います。

3 相談窓口、ご苦情対応

(1) ご苦情受付体制

次の通り、ご苦情をお受けいたします。お気軽にご連絡ください。

本事業所における ご苦情等への対応体制	電話番号	046-852-0500
	FAX番号	046-852-4040
	対応時間	8:30～17:30
	受付窓口	事務職員
	苦情受付担当者	管理者 神田 恵美子
	苦情解決責任者	センター長 若山 加奈江

(2) 苦情処理のための第三者委員

第三者委員	栗田 敏彦
-------	-------

(3) 公的機関における苦情申出

横須賀市役所	住所 横須賀市小川町11
--------	--------------

民生局福祉こども部 介護保険課給付係	電話番号 046-822-8253 (直通) FAX番号 046-827-8845 対応時間 8:30~17:15
神奈川県国民健康保険 団体連合会(国保連) 介護保険課 介護苦情相談係	住所 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 対応時間 8:30~17:15

※横須賀市以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口へお申出ください。

4 本法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人心の会
代表者名	理事長 神成 裕介
業務の概要	高齢者福祉事業 ・さくらの里(デイサービス) ・さくらの家二番館(グループホーム 定員18名) ・さくらの家三番館(グループホーム 定員18名) ・さくらの里山科(特別養護老人ホーム、ショートステイ) 障害者福祉事業 ・あすなろ学苑(就労継続支援B型) ・衣笠障害者相談サポートセンター相談室「あすなろ」 ・障害者グループホーム あすなろの家(合計5箇所) 診療所 ・まちの診療所つるがおか

①前6か月間に作成した居宅サービス計画書（ケアプラン）における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	41%
通所介護	36%
地域密着型通所介護	33%
福祉用具貸与	55%

②前6か月間に作成した居宅サービス計画書（ケアプラン）における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合。（上位3社を記載しています）

サービス種別	事業所名					
訪問介護	しんわ福祉サービス	41%	合同会社 轍	28%	SOMPOケア 横須賀公郷	10%
通所介護	さくらの里デイサービス	36%	ツクイ横須賀森崎	7%	リハビリデイセン ター 悠	6%
地域密着型通所介護	サロンデイ池上	33%	セントケア衣笠	14%	デイサービスふる 里	10%
福祉用具貸与	メディケアーセンター横 須賀	55%	イノベーションオ ブメディカルサー ビス横須賀	18%	柴橋商会介護用品 ショップ横須賀	13%

③判定期間 （令和6年度）

☐ 前期（3月1日から8月末日）

☒ 後期（9月1日から2月末日）

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり上記により重要事項を説明し、本書類を一部利用者に交付しました。

事業所	所在地	横須賀市小矢部四丁目 19 番 4 号
	事業所名	社会福祉法人心の会
		さくらの里
	管理者	神田 恵美子

説明者

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり上記のとおり説明を受け、その内容に同意し、本書類を一部受領しました。

利用者 住 所

氏 名

保証人又は代理人

住 所

氏 名